

にいはまの 環境報告書

(平成30年度年次報告)



新居浜市

はじめに

新居浜市では、自然にやさしく環境と調和し、持続可能な循環型社会の実現と地球環境の保全に向けた様々な施策を展開しております。

平成13年度にはポイ捨て防止や放置自動車対策として「まち美化条例」及び「放置自動車防止条例」を制定、平成14年度には市の環境行政の中核となる「環境基本条例」を制定、平成15年度には環境施策の長期的指針となる「環境基本計画」を策定、平成16年度には基本計画の具体的行動指針及び行動計画である「環境保全行動計画」、更には地球温暖化防止のため、市の事務事業における温室効果ガスを削減する「地球温暖化対策率先行動計画」を策定しております。また、同年10月に認証取得したISO14001から、平成19年4月には、新居浜市独自の環境マネジメントシステムであるNi-EMS（ニームス）へ移行、平成30年度にはマニュアルの大幅な見直しによる運用の効率化を行い、環境負荷の低減を図るとともに、環境に有益な取組を推進してまいりました。

平成25年3月には温室効果ガス排出の抑制を総合的かつ計画的に推進するために「新居浜市地球温暖化対策地域計画」を策定、平成26年3月には「環境基本計画」と「環境保全行動計画」を改訂し、「第2次環境基本計画及び環境保全行動計画（いはいま環境プラン）」（平成31年3月中間見直し実施）として新たな目標の達成に向け、更なる取組を推進しております。

平成28年6月には、近年の環境問題における最重要課題とされている地球温暖化問題に対し、全市を挙げて取り組むべく「新居浜市地球温暖化対策活動宣言2016」を宣言し、「あかがねのまち みんなで取り組もう 地球温暖化防止！！」をスローガンに掲げて、地球温暖化防止活動への継続的な取組を表明いたしました。

これら新居浜市の環境に関する取組、施策の実施状況、環境の現状を明らかにするために、毎年、皆様に年次報告書としてお知らせすることとしております。

ここでは、平成30年度における7つの環境目標である（1）暮らしを大切にするまち、（2）自然を大切にするまち、（3）まち並みを大切にするまち、（4）資源を大切にするまち、（5）エネルギーを有効活用し、地球を大切にするまち、（6）人を大切にし、協働して取り組むまち、（7）安全・安心に暮らせるまち、それぞれの進捗状況、取組に対する評価を「いはいまの環境報告書」としてお知らせします。

令和2年2月

新居浜市長 石川 勝行

目 次

1 まちづくり目標の進捗状況

①暮らしを大切にするまち（生活環境の保全）	1
②自然を大切にするまち（自然環境の保全）	3
③まち並みを大切にするまち（魅力ある都市空間の形成）	5
④資源を大切にするまち（循環型社会の形成）	8
⑤エネルギーを有効活用し、地球を大切にするまち（地球環境の保全）	11
⑥人を大切にし、協働して取り組むまち（環境教育・学習の推進と協働）	15
⑦安全・安心に暮らせるまち（防災）	18

2 平成30年度の取組に対する評価

※資料編（環境データ）

(1) Ni-EMS（ニームス）について	
1) Ni-EMS（ニームス）とは？	22
2) 環境方針とは？	23
3) ニームス組織体制の変更について	24
(2) 市役所の事務事業から排出される温室効果ガス	
1) 温室効果ガスの排出状況	26
2) 活動量調査結果	27
(3) 廃棄物の処理状況	
1) 新居浜市のごみ処理量の推移	28
2) 一人一日当たりごみ排出量	28
3) リサイクル率の推移	29
4) ごみ処理経費	29
5) 市民一人当たり年間ごみ処理経費	30
(4) 新居浜市における平均気温の経年変化	
1) 平均気温の経年変化（気象庁データ）	30

1 まちづくり目標の進捗状況

新居浜市における環境の現状と課題、市民・事業者へのアンケート調査結果や「第五次長期総合計画」などを踏まえ、本市のめざす環境像『こどもたちの未来のために～みんなでつくりたい人と自然が共生するまちにいはま～』を実現していくために、7つのまちづくり目標を掲げ、基本方針を取りまとめています。

ここでは、この7つのまちづくり目標について、平成30年度における進捗状況をご報告します。

①暮らしを大切にすまち（生活環境の保全）

1. 取組状況

私たちが心身ともに健やかに暮らせるよう、生命を維持するために無くてはならない大気や水、土壌などの良好な状態を保つため、また、環境や人体に悪影響を及ぼす物質への適切な対策や、食品の安全に関する情報提供、地産地消の推進などにより、安全に暮らせる環境を守るため、施策の体系に基づき、14項目に分けた計画となっています。

平成30年度の主な取組状況として、

○大気の保全

光化学スモッグ注意報発令時やPM2.5注意喚起時等において、市民に対する迅速な情報提供ができるよう緊急連絡体制を整備し、PM2.5注意報の発令時には迅速に注意喚起を行った。また、騒音や振動、悪臭、野焼きなどによる被害を防止し快適な生活環境を守るため、自動車騒音、工場騒音をはじめ、各種騒音調査や現地調査・指導、市政だよりでの広報等を行った。（環境保全課）

○水質の保全

市街地の公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図るため、浄化槽設置補助や公共下水道の整備を実施したほか、市内河川の水質調査や公共下水道に接続している事業場等の排水調査を行った。公共下水道整備事業については、事業計画区域を2,538haに拡大し、平成35年度を目標年度とした第8期事業を実施中であり、事業計画に基づき汚水幹線や枝線等計7,828mの管渠布設工事を実施し、32.77haの整備を行った。（下水道管理課・下水道建設課・環境保全課）

○有害化学物質の汚染防止

県と連携し、大気・土壌における有害物質の調査・実態把握と、事業場等への適正な指導を行った。（環境保全課）

○食の安全



食の安全等に関する情報を発信し、市民への情報提供を行った。また、食育と地産地消の推進を図るため、イベントによる啓発物品の配布を行うほか、食生活改善推進団体との協働により、食生活改善・食育推進による地元農産物の消費拡大を、市内公民館や自治会館、商業施設等において実施した。学校給食においては、引き続き、JAの野菜、「はまっこ会」の野菜・新米、「スマイルラボ」の干ししいたけを給食用の食材として使用した。また、県主催の「学校給食地域食文化継承モデル事業」に参加し、関係者と共に地元産品を活用した新メニュー及び食材の供給体制について検討を行った。さらに、家庭への啓発資料として「食育だより」等を作成すると共に、日々の献立を生きた教材として活用するために、「献立に基づいた給食指導計画」を立案した。（消費生活センター・農林水産課・保健センター・学校給食課）

など、生活環境の保全と、市民の健康の保護に努めています。

2. 目標設定項目の進捗状況

大気については常時監視ができており、地下水や海域、大気・水質・土壌のダイオキシン類についても環境基準を達成することができました。公共下水道の普及と合併処理浄化槽の補助については目標を達成することができず、今後更に普及への取組が必要です。また、学校給食の新居浜産使用については米・野菜ともに、使用数の確保ができなかった等の理由により、目標を達成することができませんでした。農作物の地域性や価格等の問題もありますが、地元の農業関係者と協力しながら、今後も地産地消を推進する必要があります。

【達成状況】 目標達成： 目標未達成：

番号	項目	担当課所	基準数値	目標数値	H30年度 進捗状況	評価
			基準年度 (H24年度)	環境保全行動計画 (H30年度)		
1	大気監視率	環境保全課	98.8%	100%	100%	
2	公共下水道人口普及率	下水道建設課	59.4%	66.9%	63.2%	
3	合併処理浄化槽の補助基数 (累計)	環境保全課	1,843基	2,194基	2,084基	
4	地下水の環境基準達成率		100%	100%	100%	
5	海域の環境基準達成率		100%	100%	100%	
6	ダイオキシン類の環境基準 (大気・水質・土壌)		環境基準の 達成	環境基準の 達成	環境基準の 達成	
7	学校給食における野菜、米の新 居浜産使用率	学校給食課	野菜12% 米45%	野菜35% 米60%	野菜22% 米41%	



②自然を大切にすまち（自然環境の保全）

1. 取組状況

海、川、山など豊かな自然環境とともに生活することは、人間にとって非常に大切であり、森林や里地里山の保全、海や河川など水辺環境の保全整備、多様な動植物の生態系保全などにより、本市の恵まれた自然環境を守り次の世代に引き継ぐため、施策の体系に基づき、16項目に分けた計画となっています。

平成30年度の主な取組状況として、

○森林の保全

生物多様性の保全や土砂災害の防止、水源の涵養など森林の持つ多面的機能が十分に発揮できるよう、間伐等の森林整備事業への支援や、木質バイオマス間伐材の安定供給のための助成を行った。また、炭焼き体験などの木に触れ合う機会を設け、森林保全への意識啓発に努めた。（農林水産課・環境保全課）

○農地の保全

農業後継者の育成を図るため、青年就農給付金制度により新規就農者を支援した。また、耕作放棄地の実態調査や借受け希望者への斡旋を実施するとともに、遊休農地を活用した自然農園の開設や景観形成作物（ひまわり・コスモス・ポピー等）の植付けによる園児や高齢者らへの自然体験学習の実施など、耕作放棄地の再生と有効活用を行った。持続的な環境保全型農業への取組としては、県やJAとの連携により、土づくりを通じた環境負荷の軽減などの啓発活動に努めた。（農林水産課・農業委員会）

○海域・海岸の保全整備

港湾周辺の緑地や親水空間の維持管理を行い、自然と調和した港湾の環境保全に努めたほか、漁港周辺の水辺環境を守るため、老朽化の著しい漁港施設の改修や修繕、緑地の管理を行い、漁港の環境整備に努めた。また、海の自浄能力の低下を防ぐため、海洋動物の産卵場や餌場として重要な役割を果たす藻場や干潟の保全に努め、海底ごみの収集を行うなど、藻場を育む環境の整備を行った。（港湾課・農林水産課）

○河川・水辺の保全整備

市単独での河川の除草作業のほか、市民一斉清掃やアダプトプログラムなどによる、河川や水路の散乱ごみの回収や除草などを実施した。また、地元自治会と合同で、河川に不法投棄されたごみの回収を行った。（下水道建設課・地域コミュニティ課・ごみ減量課）

○生き物の生息・育成環境の保全

ツガザクラの保護のため、保護柵の設置、維持管理、定点観測を行い、その他の高山植物や野生動物の保護についても市ホームページ等で啓発するなど、貴重な動植物の生息環境の保護と市民への意識啓発に努めた。また、外来種による在来種や生態系への影響を防止するため、新居浜港務局や県と連携し、目撃情報への対応や現地調査などを行った。（環境保全課・運輸観光課・港務局港湾課）

○野生動植物の適正な管理と保護





自然保護活動の周知・啓発のため、環境団体との連携による自然観察会などを実施した。また、耕作地を荒らす有害鳥獣の被害防止のため、捕獲により個体数の減少に努めた。（環境保全課・農林水産課）

など、人と自然が共生する環境の実現に努めています。

2. 目標設定項目の進捗状況

耕作放棄地の面積と米の作付面積は目標を達成することができませんでした。また、海洋レクリエーションの拠点であるマリパーク新居浜の年間利用者数は、H30見直しで、目標を上方修正しましたが、利用の多い夏場に愛媛県下に甚大な被害をもたらした豪雨の影響等もあり、当初目標並みの利用はあったものの、目標を達成することができませんでした。

さらに、H30見直しの中で、成果指標である本市の「貴重な動植物リストの作成」を「ヒアリ等の危険な外来生物の防除」に変更しました。新居浜港務局や県と連携し、外来種による在来種や生態系への影響を防止するため、目撃情報への対応や現地調査などを行った結果、目標を達成することができました。

番号	項目	担当課所	基準数値	目標数値	H30年度 進捗状況	評価
			基準年度 (H24年度)	環境保全行動計画 (H30年度)		
8	耕作放棄地面積	農業委員会	104.8ha (H25年度)	73ha	77ha	
9	米の作付面積	農林水産課	399ha	328ha	322ha	
10	マリパーク新居浜 年間利用者数	港務局港湾課	137,000 人	143,000 人	132,816 人	
11	ヒアリ等の危険な外来生物の防除 (H30見直し)	環境保全課	—	達成	達成	



③まち並みを大切にすまち（魅力ある都市空間の形成）

1. 取組状況

生活の中で身近に自然に触れ、歴史・文化を感じることでできるまち並み景観を継承することは重要であり、多様な機能を果たす市街地の緑化の促進や、人に優しく安全な交通環境の整備、本市固有の歴史文化や景観の保全・継承により、魅力あるまちづくりを進めるため、施策の体系に基づき、15項目に分けた計画となっています。

平成30年度の主な取組状況として、

○公園・緑地の整備

平成26年度に策定した「公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設の改築・更新及びバリアフリー化を行った。また、丘陵地等における良好な緑を保全するため、森林整備計画に基づく適正な管理・指導を行った。総合運動公園の整備推進では、平成29年3月に策定した「新居浜市総合運動公園構想」に基づき検討を行っている。（都市計画課・農林水産課・スポーツ振興課）

○都市緑化の推進

市民活動団体や地元自治会と協働し、駅前シンボルロード沿いや既存の公共施設などにおいて、花植えや手入れなどの緑化に取り組んだ。また、平成30年10月に供用開始した上部東西線の一部区間に植樹を行い市街地の緑化推進に努めた。民有地の緑化推進については、都市計画マスタープランの「公園・緑地関連施設等の整備方針」に基づき計画の実現化を進めている。（道路課・都市計画課）

○安全、快適な道路整備

平成27年度に策定した「新居浜市自転車ネットワーク整備基本計画」に基づき、自転車利用者にとって安全で快適、かつ、連続して走行できる利用空間を整備するため、上部東西線ほか8路線にて自転車専用通行帯を設けるほか、自転車のピクトグラム等の設置を行った。（道路課）

○ユニバーサルデザインの推進

公共建築物の建設・整備に伴う設計時、また、既存施設の大規模改修やトイレ等の部分改修時において、広さの確保や土足化など、設計段階からバリアフリー化やユニバーサルデザインの積極的な導入に努めた。また、路線バスのバリアフリー対応車導入に向けて交通事業者と協議を行った。（建築住宅課・社会教育課・運輸観光課）

○文化財の保存と活用

新居浜の美術動向を展望しうる作品、資料、並びに新居浜の文化を特徴づける作品資料として、調査研究の結果、平成30年度に17件の美術品等寄贈を受け、収蔵した。新居浜市と近隣市町村に関する行政資料をはじめ、郷土の歴史・文化に関する地域資料を積極的に収集・保存し、次世代へ継承するため既存郷土資料の製本を順次行い資料の長期保存に努めた。別子銅山に関する本の解説講座「別子銅山を読む」を年6回開講した（総受講数296名）。

現在、図書館ホームページ上でデジタル公開している新居浜市の広報誌や古文書などの地域資料に加え、新居浜市及び教育委員会発行の資料をデジタル資料として追加し、郷土資料の提供サービスの充実に取り組んだ。また、「日暮別邸移築記念特別企画展 至宝の中国古銅器 ～別子銅山ゆかりの住友コレクション～」を開催した。会期中に旧広瀬邸では、台所喫茶店などのイベントを開催した。

別子銅山産業遺産創造塾講座、自然散歩の集い、山田社宅企画展など各情報発信事業を実施した。旧端出場水力発電所整備事業として、文化財としての価値保存継承のため、文化庁、専門委員の指導による「保存活用計画」に基づき本体耐震補強工事に着手した。山田社宅に

ついて、専門委員の指導により「保存活用計画」策定にとりかかると同時に、平成30年度末の所有者からの寄贈（4棟）を前提とし、3棟の耐震補強等の工事を施工した。（文化振興課・図書館・別子銅山文化遺産課・広瀬歴史記念館）

○伝統文化の保存と継承

本市の重要な伝統・伝承文化の保存と継承において、郷土芸能保存連絡協議会に委託して、郷土芸能の保存伝承活動を行っている。また、2年に1回発表会を開催している（平成30年度は開催なし）。また、新居浜太鼓祭りの開催に伴い、観客の利便性向上のための各種対策を実施し支援した。引き続き、あかがねミュージアム内の太鼓台ミュージアムにおいて太鼓台の展示を行う等、新居浜の伝統行事を多くの人に知ってもらうことができた。

市民の文化芸術活動の育成支援としては、優れた芸術文化を鑑賞する機会を提供し、芸術文化プログラム、こどもふるさと写生大会を実施し、市民の芸術活動の場の充実に努めた。

（運輸観光課・文化振興課・美術館）

○良好な都市景観の保全

美しい山並みを保全するため、森林伐採において森林法や森林整備計画に基づいた適正な管理・指導を行ったほか、遊休農地にひまわり・コスモス・ポピーなどの景観形成作物を植え付け、開花時期には近隣の園児や高齢者を招待して自然体験学習を行うなど、田園都市景観の保全に努めた。また、豊かな自然景観や歴史的景観の保全に留意し、景観まちづくりの推進に向けた検討を行った。（農林水産課・農業委員会・都市計画課）









など、潤い、安らぎのある都市環境の実現に努めています。



2. 目標設定項目の進捗状況

市民一人当たりの都市公園の面積は目標を達成することができました。バリアフリー歩道の整備延長距離は目標を達成したものの、整備率は目標を達成することができませんでした。H30見直しの中で、新たに成果指標として「自転車空間整備率」を設け、自転車が走りやすい道路整備を目指しました。

「駅における公共駐輪場の利用台数と、公共バスにおけるバリアフリー対応車の導入はともに目標を達成しました。順次実施している公民館トイレの改修整備（水洗・バリアフリー）については目標を達成しており、残り2館の改修を予定しています。歴史文化を大切にすまちづくりの指標となる郷土資料の保管冊数は、H30見直しの中で目標数値を上方修正しましたが、達成することができませんでした。今後も引き続き、安全で快適な住環境の整備に取り組むことが大切です。

番号	項目	担当課所	基準数値	目標数値	H30年度 進捗状況	評価
			基準年度 (H24年度)	環境保全行動計画 (H30年度)		
12	市民一人当たりの 都市公園面積	都市計画課	10.93㎡	11.51㎡	11.51㎡	
13	バリアフリー歩道整備率	道路課	51%	69%	65%	
14	自転車空間整備率(H30見直し)	道路課	—	25%	24%	
15	トイレ改修整備完了公民館数	社会教育課	15館	16館	16館	
16	低床式車両(バリアフリー対応) の導入率	運輸観光課	25%	34%	37%	
17	公共駐輪場駐輪台数(駅利用)	都市計画課	722台	980台	980台	
18	バリアフリー歩道整備延長	道路課	8km	16.0km	16.9km	
19	郷土資料の保管冊数	図書館	9,681冊	11,450冊	11,256冊	

④資源を大切にすまち（循環型社会の形成）

1. 取組状況

私たちの生活は、地球上の限りある資源の利用により成り立っており、地球環境への負荷の低減は極めて重要な課題です。健全な水循環の構築やごみの減量・資源化などにより、自然界から採取する資源をできるだけ少なくして有効に繰り返し使う、持続可能な資源循環型の社会をつくるため、施策の体系に基づき、16項目に分けた計画となっています。

平成30年度の主な取組状況として、

○水資源の確保

本市の貴重な水資源である地下水の水質保全のため、上水道水源地や地下水等における水質検査や水位観測を実施した。また、災害時や渇水時の重要な水源にもなる井戸、湧水の維持管理において、老朽化した施設の改修や設備の更新等を行い、水資源の確保に努めた。（水源管理課・環境保全課・農地整備課）

○安全な水道水の安定供給

中央監視設備により、市内水道水の残留塩素濃度・濁度の監視を継続的に行い、水道水の衛生管理に努めた。また、漏水調査を川西・川東給水区（市内全域調査を2ヶ年単位で実施）で行い、漏水箇所の早期発見・早期修理に努めたほか、老朽管路の布設替えにおいて耐震化を行った。現在、水道管路全体で9.9km（内、基幹管路1.2km）の耐震化整備を行い、基幹管路の耐震化率は33.2%となった。また、配水池の耐震化率は54.0%のままで増減はないが、令和元年度の瑞応寺配水池耐震補強により耐震化率71.4%を予定している。

市民への啓発事業としては、校区文化祭において管工事業協同組合との協働事業（じゃ口の修理体験）を実施、水を大切にする意識高揚を図った。また、安全な水道水の安定供給を継続するため、アセットマネジメントに基づく2019年度～2028年度の投資計画と財政計画を均衡させた経営計画である「新居浜市水道事業経営戦略」を策定した。【水源管理課・工務課（現：水道工務課）・水道総務課（現：企業経営課）】

○水循環の推進

本市の上水道全ての水源である地下水の涵養機能を高めるため、自転車歩行者道において透水性舗装を行った。（道路課）

○3Rの促進

3Rの取組について、市政だよりへの掲載などにより市民への啓発を行った。リデュースの促進としては、レジ袋削減推進協議会や地球高温化対策地域協議会との協働により、市内スーパーにおいてレジ袋削減・マイバッグ持参のキャンペーンを実施して市民に呼び掛けた。また、一部小学校と学校給食センターにおいて、給食の食べ残しの堆肥化による食品リサイクルを実施し、堆肥を地域の花づくり等に利用した。リユースの促進としては、不用品伝言板制度やリユースショップ登録制度、衣類拠点回収の実施など、再利用によるごみの減量を推進した。リサイクルの促進では、ごみの分別徹底の啓発や生ごみたい肥化講習会の実施、資源ごみ集団回収の助成や廃食用油拠点回収など、ごみの分別回収と再資源化を推進した。

（ごみ減量課・環境保全課・学校給食課）

○廃棄物の適正処理

最終処分場の周辺環境に影響が無いか、定期的に地下水等の水質分析を行うとともに、廃棄物の搬入量から算出した埋立容量や埋立状況の実測によって残余容量の把握に努め、処分場の適正管理を行った。また、中間処理施設の定期点検整備工事及び法定点検整備工事を行い、施設性能が一定水準を保てるよう維持管理に努めた。（環境施設課）

○不法投棄の防止

不法投棄重点地区のパトロールと投棄物の回収を継続して行うとともに、不法投棄の多い場所10か所に設置している監視カメラ等の運用により、不法投棄の防止を図った。また、地元自治会と連携し、山林や河川において、不法投棄の監視や不法投棄ごみの回収を行った。増加傾向である事業系のごみについては、平成30年度は、13,724 tと前年度より減少した。また、7月に処理手数料の改定を行い、事業系ごみの内、木くず、紙くずについてはできるだけ資源化するようチラシ等で啓発を行った。6月、翌年1月に清掃センターで事業系ごみの展開検査を実施し、燃やすごみに燃やすごみ以外のごみ（廃プラスチック、ビン、缶など）が見受けられたため、分別ルールに従い搬入するように口頭指導を行った。（ごみ減量課）

○環境美化の促進

まち美化キャンペーン（清掃及び美化啓発活動）を実施し、啓発物品を配布してPRを行ったほか、啓発看板の作成・配布や、環境美化推進運動作品コンクールの実施、入賞作品の展示などにより、環境美化への意識啓発を行った。地域住民を主体とした環境美化推進活動としては、市・県のアダプトプログラムの制度を活用した河川清掃等の環境美化活動を支援した。また、環境美化推進協議会による市民一斉清掃の実施で、多くの市民の参加を得て環境美化活動を行うことができた。（ごみ減量課・地域コミュニティ課）

など、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に努めています。








2. 目標設定項目の進捗状況

水道事業における重要な指標である有収率（配水する水量と料金として収入のあった水量の比率）は目標を達成することができませんでした。

また、自発的に清掃・美化活動に取り組む団体・個人の登録件数については、目標を達成することができませんでした。

市民一人当たりのごみ排出量や資源ごみのリサイクル率は目標を達成できず、市民一斉清掃への参加者数も目標を達成できませんでした。今後更にごみの資源化・減量化に力を入れて取り組む必要があります。

番号	項目	担当課所	基準数値	目標数値	H30年度 進捗状況	評価
			基準年度 (H24年度)	環境保全行動計画 (H30年度)		
20	上水道有収率	工務課 (現:水道工務課)	92.8%	94.3%	93.7%	
21	市民一人一日当たりのごみ排出量(資源ごみ集団回収量を含まない)	ごみ減量課	1,033g	882g	1,033g	
22	リサイクル率		17.9%	26.1%	14.6%	
23	市民一斉清掃参加者数		16,289人	19,000人	16,974人	
24	公共施設愛護事業の登録件数(累計)	地域コミュニティ課	96件	102件	99件	



⑤エネルギーを有効活用し、地球を大切にすまち（地球環境の保全）

1. 取組状況

地球温暖化が世界規模の大問題となっている中で、本市においても環境負荷の少ないエネルギーシステムへの転換がますます重要となっており、家庭や事業所などにおける省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの導入・活用、また、低炭素でエネルギー効率の高いコンパクトなまちづくりの推進など、多くの課題を乗り越えて地球環境の保全に取り組むため、施策の体系に基づき、18項目に分けた計画となっています。

平成30年度の主な取組状況として、

○家庭での省エネルギー促進とライフスタイルの転換

市政だよりや広報番組による啓発のほか、地域の環境団体と連携し、環境家計簿の普及、自転車の利用促進、省エネルギーの啓発などを行うほか、県との協力により、家庭でのエネルギー使用の現状を見える化する「うちエコ診断」のロビー展や診断会を開催し、家庭における省エネルギーに向けた意識啓発を行った。また、まちなかサイクリング協力店拡大事業の実施により、市内に50か所の協力店にアンケート調査を行い、協力店の利用促進を図るとともに、協力店の維持管理としてサイクリングマップの補充や劣化したのぼりの更新等を行った。また、まちなかサイクリングツアー（参加者18名）や、協力店をポイント地点にしたスタンプラリー（参加者50名）の開催により自転車利用促進の啓発活動を行った。

省エネルギー設備導入に対する助成として、家庭用燃料電池システム及び家庭用蓄電池システムの設置に対する補助を行うなど、家庭における省エネルギーの促進に努めた。（環境保全課）

○事業所での省エネルギー促進

省エネ診断実施による成功事例を紹介するセミナーに出席し、情報収集及び知識向上に努めると共に、各事業所に対しては国の省エネルギー設備導入のための補助金などを必要の都度周知し、最新設備の導入等を促した。また、グリーンショップ・オフィス認定事業の実施により、環境に配慮した事業活動を支援した。地域においては、自治会の管理するLED防犯灯の維持管理を行い、平成30年度の新設防犯灯についてもLEDの設置に限定して整備費や電気代の助成を行った。公共施設においても、省エネ研修会の実施や市有施設への省エネコンサルティングの実施により、省エネルギーの促進に取り組んだほか、学校校舎や体育施設等において、LED照明への切替えを促進するなど、省エネルギー設備の導入に努めた。現在進行中の総合防災拠点施設の建設においては、太陽光発電設備、井戸設備、LED照明などの省エネルギー型設備機器の選定作業及び設置条件の確認作業を行なった。（産業振興課・環境保全課・地域コミュニティ課・学校教育課・総務警防課）

○再生可能エネルギーの導入・活用

再生可能エネルギービジネスの支援の一環として、新製品開発事業や共同研究事業に対する補助を行った。また、本市の地域特性を活かした再生可能エネルギーの利活用促進策として、木質バイオマス間伐材の安定供給のための助成を行った。環境団体との連携事業としては、太陽光発電機や水車発電機等の製作とイベントでの実演展示による再生可能エネルギーの普及啓発に努めたほか、これらの器機を市内小学校での授業における教材として活用するなど、再生可能エネルギーについての環境教育支援を行った。（産業振興課・農林水産課・環境保全課）

○コンパクトなまちづくりの推進

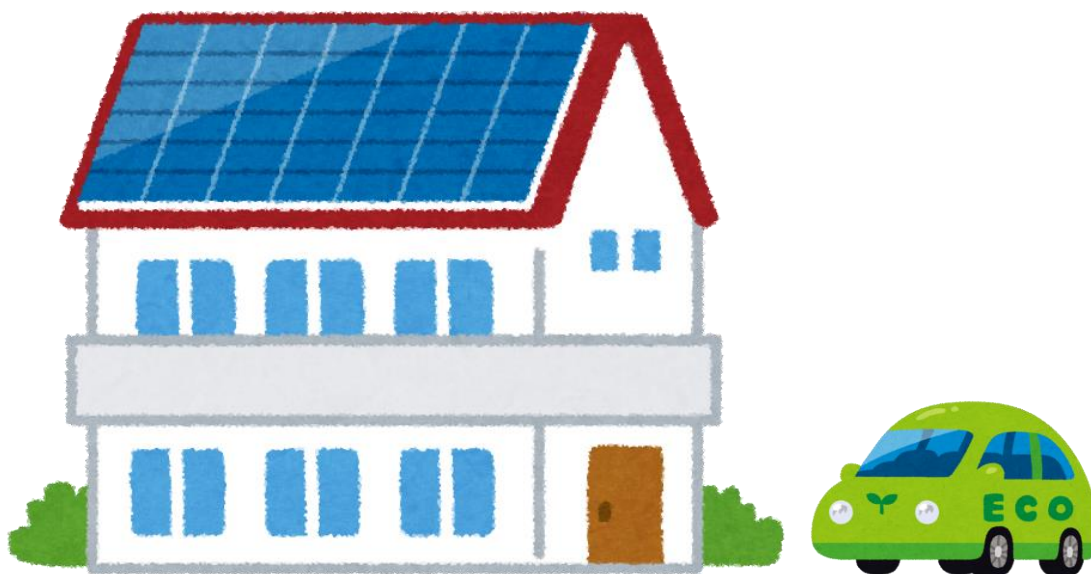
将来の、より一層の人口減少や高齢社会の進行を見据え、新居浜市全体としてコンパクトで魅力と活力のあるまちづくりの展開に資するため、「立地適正化計画」を策定した。（都市

計画課)

○低炭素な交通対策の推進

公共交通機関の利用促進として、デマンドタクシー等、小型の公共交通の導入により公共交通機関の利用を促した。自動車から自転車への乗換えの促進としては、ノーマイカー通勤デーへの参加の呼び掛けを行った。また、環境団体と連携して自転車マイレージ事業を実施し、自転車利用の普及啓発に努めるほか、まちなかサイクリング協力店の市内各所への設置、サイクリングマップの作成・配布により自転車の利用環境の向上に取り組んだ。(運輸観光課・環境保全課)

など、地球にやさしいまちの実現に努めています。



2. 目標設定項目の進捗状況




家庭での省エネルギー促進において、環境家計簿の取組世帯数、自転車マイレージの参加者数は目標に達することができませんでした。また、H30見直しの中で「うちエコ診断受診者数」を新たな成果指標として追加、データ獲得が困難になった「太陽光発電システム設置件数」を「住宅用省エネ・新エネ設備導入に対する補助戸数」に変更し、家庭での省エネ活動の推進を図っています。

事業所における省エネルギーの促進では、環境にやさしい事業活動を支援するグリーンショップ・オフィスの認定登録数と、再生可能エネルギービジネスの事業化支援である新製品開発事業の補助件数はともに目標を達成することができませんでした。新事業展開企業の支援数は目標を達成しました。

公共施設や地域の施設等における省エネルギー設備の導入では、上水設備への高効率送水ポンプの導入数は目標を達成したものの、小中学校校舎の大規模改修による省エネルギー化については目標を達成することができませんでした。自治会の管理する防犯灯については全てLED照明に更新し、維持することができています。

低炭素なまちづくりに重要な公共交通対策では、公共交通路線エリアの維持・確保数は目標を達成したものの、路線バスの利用者数は目標を達成することができませんでした。これらの結果を踏まえ、今後も引き続き環境負荷の軽減に向け取り組む必要があります。

番号	項目	担当課所	基準数値	目標数値	H30年度進捗状況	評価
			基準年度 (H24年度)	環境保全行動計画 (H30年度)		
25	環境家計簿取組世帯数 (累計)	環境保全課	376世帯	790世帯	614世帯	
26	自転車マイレージ参加者数 (累計)		112人	242人	232	
27	うちエコ診断受診者数(H30見直し)		—	176人	185人	
28	高効率モーター型送水ポンプの台数	水源管理課	5台	10台	10台	
29	大規模改修による省エネ・環境共生化実施小・中学校数	学校教育課	小学校3校 中学校2校	小学校5校 中学校2校	小学校4校 中学校2校	
30	防犯灯のLED導入か所数	地域コミュニティ課	371か所	9,800か所	9,800か所	
31	いいまグリーンショップ・オフィス認定店舗数	環境保全課	36店舗	51店舗	37店舗	
32	新製品開発事業補助件数	産業振興課	0件	4件	1件	
33	住宅用省エネ・新エネ設備導入に対する補助戸数(H30見直し)	環境保全課	—	212戸	211戸	

34	新事業展開支援企業数	産業振興課	20社	20社	20社	
35	公共交通の路線・エリア数	運輸観光課	15路線・エリア	13路線・エリア	13路線・エリア	
36	公共交通(バス)の利用者数		370,000人	440,000人	390,000人	



⑥人を大切にし、協働して取り組むまち（環境教育・学習の推進と協働）

1. 取組状況

深刻化している環境問題に対応し、良好な生活環境を保全していくためには、市・市民・事業者といった全ての主体が、環境に対する高い意識を持ち、より良い環境のまちづくりに率先して取り組むことが重要です。生涯を通じた環境学習の場や機会の創出、環境保全団体や人材の育成、環境課題の解決に向けた各主体間のネットワークの形成などにより、協働して環境問題に取り組むまちを作るため、施策の体系に基づき、13項目に分けた計画となっています。

平成30年度の主な取組状況として、

○地域での環境学習の促進

地域主体の環境学習の推進として、地域のコミュニティの活性化を図り、環境学習を含めた地域活動を促進するため、「コミュニティ活性化事業交付金」の交付による自治会への支援を行うほか、公民館事業では「地域教育力向上プロジェクト推進事業」として地域環境講座などの環境学習を実施した。環境学習の機会と場の提供としては、環境団体と連携し、自然環境をよく理解するための観察会や体験学習、出前講座、生涯学習大学の環境講座などを実施した。また、環境学習の場として黒島海浜公園、池田池公園、市民の森など地域の公園や自然を活用し、継続的な環境学習の場の提供に努めたほか、市民の森においては、給水管の修繕工事を実施するなど、利用環境の向上を図った。（地域コミュニティ課・社会教育課・環境保全課・生涯学習センター・運輸観光課・都市計画課・農林水産課）

○環境教育の推進

子供たち一人一人が自然環境や環境問題に関心を持ち、自ら考え行動する力を身に着けることができるよう、各校の実態に応じてE S D活動の一環として、学校ビオトープやエコ・アクション、美化活動などに取り組んだ。また、環境団体との連携により、市内小学校においてキッズエコ活動を行った。生涯を通じた環境教育の推進としては、保育園における食育による環境教育、学校における児童・生徒への環境教育や体験学習、学校のリサイクル運動などによる家庭や地域への意識啓発、環境に関する出前講座や公民館が主体となる環境学習講座などを実施し、世代を問わない地域ぐるみの環境教育の推進に努めた。（学校教育課・環境保全課・子育て支援課・地域コミュニティ課・社会教育課）

○環境保全活動団体等の育成

アダプトプログラムを実施する活動団体への支援を行ったほか、資源ごみ集団回収の実施団体に対する助成や、環境保全活動団体と協働での啓発活動の実施など、市民団体による環境保全活動に協力・支援を行った。（地域コミュニティ課・環境保全課・ごみ減量課）

○人材の育成

にはま環境市民会議への委託事業をはじめとする様々な環境活動の実施、市民の環境活動参加の推進、環境市民会議の会員数増加に向けた取組を行った。また、エコポイント事業を継続して行い、市民の環境活動への興味の喚起に努めた。（環境保全課）

○市役所の環境保全率先行動

市の事務事業の実施にあたり、新居浜市グリーン購入ガイドラインに沿って、環境に配慮した物品の調達に努め、各施設の照明器具の更新時においてはL E D照明を率先的に導入し、公用車の購入にあたっては低公害車の導入を行った。また、新居浜市地球温暖化対策率先行動計画に基づいて、市の事務事業から排出される温室効果ガスの排出削減に全庁を挙げて取り組んだ。（環境保全課・社会教育課・学校教育課・管財課・契約課）

○市民・事業者・行政の協働

市民一斉清掃やマイバッグ持参推進キャンペーンなど、環境関連の各種協議会や地域団体等と連携した環境事業の実施により、市・市民・事業者の協働による環境保全活動を促進するとともに、地域の活動団体への加入を市民に呼び掛けるため、ロビー展や市政だより等による広報を行った。また、市民・事業者・行政が一体となって環境保全活動に取り組むためには情報の共有が重要であることから、市政だよりや行政広報番組等による情報提供を行った。(環境保全課・ごみ減量課・地域コミュニティ課)

など、生涯を通じた環境教育・環境学習の取組と、協働による環境保全活動の推進に努めています。



2. 目標設定項目の進捗状況

環境教育・環境学習への取組では、公民館における環境講座等の学習コースの数は目標を達成することができませんでした。市・市民・事業者が協働し地球温暖化防止に向けて活動を行っている「地球高温化対策地域協議会」の登録団体数は目標を達成することができました。小中学校の「スクールエコ運動」については、各学校が行うE S D活動により、年間を通じた日常における環境活動の実施へと移行しています。

環境負荷の小さい事務事業活動をめざす市役所内での取組において、公共施設への再生可能エネルギー設備等の積極的な導入については、公共施設の太陽光発電設備設置数は、設置が伸びず、目標を大きく下回っていることから、H30見直しの中で目標数を下方修正しています。

低公害車の保有数や電動バイクの導入数（R2までの目標数）、LEDの導入か所数については目標を達成しました。

市の事務事業における温室効果ガスの排出量は「平成30年度にH25比5%削減」の目標を達成することができました。今後、新たな削減目標に向けての更なる取組が必要です。

番号	項目	担当課所	基準数値	目標数値	H30年度 進捗状況	評価
			基準年度 (H24年度)	環境保全行動計画 (H30年度)		
37	公民館における環境学習 コース数	社会教育課	15コース	16コース	14コース	
38	環境教育・環境学習に取り組む 学校数(H30見直し)	学校教育課	6校	25校	24校	
39	地球高温化対策地域協議会 登録団体数	環境保全課	277団体 (H25年度)	292団体	297団体	
40	公共施設の太陽光発電施設 設置数		29か所	30か所	30か所	
41	低公害車の保有台数	管財課	54台	72台	74台	
42	電動バイクの保有台数		0台	6台 (R2年度)	0台	
43	市の事務事業における 温室効果ガス排出量	環境保全課	—	H25年度比 5%減	H25年度比 7%減	
44	公共施設のLED導入か所数		7か所	100か所	107か所	

⑦安心・安全に暮らせるまち（防災）

1. 取組状況

自然災害が頻発する近年、市域の大部分が農地や森林などの自然的土地利用となっている本市における安心・安全な基盤の整備は必要不可欠であり、都市環境の整備や自然環境の保全、防災拠点の整備や災害時のエネルギー源の確保、また、防災意識の啓発や災害時における市・市民・事業者の連携体制の整備など、災害に対する備えは非常に重要となります。どれもが安心・安全に暮らせる災害に強いまちづくりとして、施策の体系に基づき、11項目に分けた計画となっています。

平成30年度の主な取組状況として、

○災害時のエネルギー源の確保

地域防災拠点である避難所に非常用電源として配備している発電機の維持管理を行った。現在進行中の総合防災拠点施設の建設においては、災害時の防災拠点として省エネルギーで施設の機能を維持させ、最低限の電源が確保できるよう、太陽光発電設備、井戸設備、LED照明などの省エネルギー型設備機器の選定作業及び設置条件の確認作業を行なった。（防災安全課・総務警防課）

○自然的土地利用の防災機能の確保

災害時の一時避難地としての防災機能を有する公園の適正な管理と整備を行った。また、森林が持つ水源涵養機能などの防災機能維持のため、治山事業等を実施するとともに、洪水防止などの防災機能を有するため池の整備として耐震対策事業や環境調査を実施した。（都市計画課・農林水産課・農地整備課）

○防災意識の啓発

災害時に迅速・的確な対策ができるよう、関係機関と連携して、災害時や光化学スモッグ注意報発令時などの情報伝達訓練や、地域や市庁舎等における防災訓練を実施した。また、出前講座や市庁舎ロビー展、市政だよりによる市民への防災知識・意識の啓発や、事業者に対する災害時の早期復旧に向けた事業継続計画策定の普及促進を行った。（防災安全課・環境保全課）

○地域の防災体制の強化

小学校区防災訓練の実施により地域防災体制の強化を図った。また、住友各事業所とのIPインカム（インターネット回線を用いた電話）による連絡体制の構築や、地元自治会との協力による災害時の連携体制の整備を進めた。（防災安全課）

○二次災害対策の推進

危険物等による災害は、その性質上、大災害に発展する可能性が高いため、災害発生時に備え、石油コンビナート事業所において、持ち回りで年6回、定期的な訓練等を行った。（予防課）

など、安心・安全に暮らせる災害に強いまちの実現に努めています。

2. 目標設定項目の進捗状況

災害時のエネルギー源の確保としての、避難場所への発電機の配備数、自主防災訓練・総合防災訓練の参加者数ともに目標を達成することができました。近年、各地域において大規模な自然災害による重大な被害が発生し、本市においても同様な事態を想定した備えが必要である中で、今後においても、避難所の整備や関係機関等の連携強化に引き続き力を入れるとともに、継続した防災意識の啓発と防災知識の普及が必要です。

番号	項目	担当課所	基準数値	目標数値	H30年度 進捗状況	評価
			基準年度 (H24年度)	環境保全行動計画 (H30年度)		
45	避難場所への発電機の配備数	防災安全課	21か所	88か所	102か所	
46	自主防災訓練・総合防災訓練参加者数		3,273人 (H23年度)	4,500人	5,567人	



2 平成30年度の取組に対する評価

本市のめざす環境像『こどもたちの未来のために～みんなでつくろう 人と自然が共生するまち にいはま～』の実現に向けて、平成26年度から10年計画としてスタートした「第2次にいはま環境プラン」（平成31年3月中間見直し実施）の中間年の評価となります。計画完遂の目安となる「成果指標」については、目標達成が23項目、未達成が23項目となりました。

計画に基づく取組の中で、生活環境及び自然環境の保全においては、本市の豊かな自然環境を守るための監視を引き続き行い、快適な生活環境を維持していくことが重要です。大気監視率100%の達成はもとより、市域の水環境の改善のため、目標達成に至らなかった公共下水道の普及や合併処理浄化槽の補助などの取組については、今後更に力を入れる必要があります。また、気候緩和機能や防災機能など、作物の生産のみならず多くの働きを持つ農地の重要性を理解し、維持していく事が大切です。食の安全の確保については、学校給食はもとより、地域全体で地産地消の推進に取り組むことが重要であり、食育と地産地消の推進に向けた意識の高揚のために、今後も継続した啓発活動を行っていくことが大切です。

魅力ある都市空間の形成については、公園や公共施設、交通環境の整備を進め、利用者に配慮した、人や環境にやさしい都市整備を行いました。また、昨年引き続き、自転車利用者にとって安全で快適な走行空間の整備に取り組み、公共交通等におけるバリアフリー化においても低床式車両の導入が進むなど前進が見られました。

また、郷土資料の収集と保存を積極的に行い、市民への閲覧の充実を図るとともに、講座の開催等による資料の活用にも努めました。また、本市の重要な財産である指定文化財や近代化産業遺産の保全と活用のための修繕や整備を行い、企画展や講演会等による情報発信を行いました。さらに、伝統・伝承文化の保存と継承のためのイベントや展示を行うほか、市民が様々な芸術に触れ、主体となって芸術活動を行うことのできる場を提供することができました。

循環型社会の形成では、資源を有効に使う持続可能な社会の形成に向けて、本市の貴重な水資源である地下水の保全や、ごみの減量・資源化に向けた取組を行いました。本市のごみの量は、平成28年度以降4万5千トン台に減少していますが、近年は、事業系ごみと家庭系持込ごみが微増傾向にあります。また、一人当たりのごみ排出量は、平成29年度、平成30年度とほぼ横ばい傾向にあります。全国や愛媛県の平均に比べるとまだまだ多く、リサイクル率も低い状況となっていることから、ごみ分別の徹底やリサイクル推進の啓発など、ごみ減量の取組に更に力を入れる必要があります。

地球環境の保全では、平成25年3月に「地球温暖化対策地域計画」を策定し、平成32年度までに市域の温室効果ガスの排出量を平成21年度比で25%削減する

という目標を設定し取り組んでいるものの、現在、本市における温室効果ガスの排出量は増加傾向にあります。これまでの検証と計画の見直しを行い(令和2年度予定)、目標達成に向けて更なる努力が必要です。また、市役所の地球温暖化に対する率先行動計画である「エコアクションプランにいほま3」で計画した、市の事務事業から排出される温室効果ガスを、平成30年度までに、平成25年度比で5%以上削減するという目標については、結果として7%削減を達成することができました。今後も、環境関連計画や令和2年度に策定を予定している「エコアクションプランにいほま4」に基づく次の5年間の省エネルギー活動を、新居浜市独自の環境マネジメントシステム「N i - E M S (ニームス)」により進行管理し、継続的な改善に取り組んでいく予定です。

環境教育・学習の推進と協働では、環境への取組を進めていく上で必要不可欠な、市民一人一人の環境意識の向上を図るため、環境団体等と連携して環境学習の場や機会の創出に取り組みました。また、幼児から高齢者まで、生涯を通じた環境教育が重要であることから、保育園、学校、生涯学習大学など、それぞれの世代に応じた環境学習の場を設けました。更に、地域が主体となった環境学習の活性化を図るため、環境活動に取り組む人材の育成や、環境団体の活動支援を行いました。多岐にわたる環境問題に対応するためには、市・市民・事業者の協働による取組が重要であることから、今後も、環境関連の団体や協議会等と連携し、ネットワークを強化する必要があります。

防災では、非常に重要となる協働において、県や周辺自治体、事業者や地元住民との連絡体制を強化し、災害時に互いに協力して、迅速・的確な行動ができるよう、防災教育や防災訓練等の継続的な実施による防災意識・防災行動力の向上を図りました。また、地域防災拠点である避難所における防災設備の拡充や維持管理を行ったほか、災害時における防災機能を有する公園、森林、農地、ため池などの整備を行いました。

このように、平成30年度においても様々な角度から環境問題への取組を行いました。平成26年度から5年間の実績を踏まえ、中間見直しを実施した「第2次にいほま環境プラン」の実現に向け、残り5年間、今後も市・市民・事業者が一体となって取り組んでいく必要があります。

資料編

(環境データ)

※資料編（環境データ）

（１）ニームス（Ni-EMS） について

1)ニームス（Ni-EMS）とは？

ニームスとは、新居浜市独自の環境マネジメントシステムの通称名。平成16年10月6日、新居浜市役所本庁舎内の組織の事務事業を対象範囲として、環境マネジメントシステム（環境管理システム）の国際規格ISO14001の認証を取得し、継続的な環境改善を図ってまいりました。

新居浜市は、環境基本計画、環境保全行動計画、地球温暖化率先行動計画を策定し、全部署を対象としてこれらの環境関連計画を進行管理しており、職員は、ISOにおける環境管理と混乱していました。

そのようなことから、平成19年4月、ISO活動の成果と課題をもとに、新居浜市独自の環境マネジメントシステム（Ni-EMS：通称 ニームス）を構築し、運用を開始しました。

ニームスの特徴は、ISO14001で構築した体制は維持しつつ、対象範囲をこれまでの本庁舎から全部署に拡大し、各課所で目標設定を行い、電気や燃料などの削減に努め、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した『エコアクションプランにいはま（地球温暖化対策率先行動計画）』及び改正省エネ法に基づくエネルギー削減の中長期計画を推進するためのシステムとなっています。

10年間にわたる「ニームス」により、職員が、環境活動に対し目的意識を持って取り組み、結果を評価し、次年度の活動に反映させることで、職員の省エネ意識の向上や、多くの環境関連目標の達成につながってきました。

しかし、「ニームス」は、管理方法や文書様式について、「ISO14001」の手法を色濃く残しており、詳細にわたる文書管理等が、各課所及び管理事務局における負担にもなっていました。例えば、評価（環境監査）において「ニームスのマニュアル・書式に適合していない。」といった指摘も多く、「ニームスのための作業」に対する作業負担の軽減が求められていました。

本市の環境活動の質を落とすことなく、効率的な環境マネジメントシステムとなるよう、「文書作成の効率化」「文書作成の簡素化」「分かりやすい用語と表現」の3点に留意し、マニュアルの大幅見直しを実施し、平成31年4月より、新ニームスがスタートしました。

※資料編（環境データ）

2)環境方針とは？

環境方針とは、環境マネジメントシステムを運営していく上での基本的な取組姿勢を明確にした環境管理総括者（市長）の表明のことです。

組織外への環境保全に取り組む意思表示であり、組織内においては、環境保全に取り組む職員の意思統一のためのシンボルとなるものです。

「第2次環境基本計画及び環境保全行動計画（にはま環境プラン）」の策定に伴い、めざす環境像を一部見直したことから、平成26年4月1日付けで環境方針も一部改訂しています。

環 境 方 針

こどもたちの未来のために
みんなでつくろう 人と自然が共生するまち
にはま

1 基本理念

私たちの住む新居浜は、公害を体験し、克服してきた歴史があるまちです。その先人の取組が、肥沃な大地と海と山の豊かな自然の恵みをもたらし、潤いと安らぎを与えてくれています。このすばらしい環境は、先人から受け継いだかけがえのない遺産であるとともに、将来の世代に必ず引き継がなければならない貴重な財産でもあります。

そのためには、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を果たし、互いに協力し、学び合いながら、協働して新居浜の環境の保全及び創造に努めなければなりません。

新居浜市は、自らが率先して環境に配慮した行政を推進し、『めざす環境像』の実現に努めます。

2 基本方針

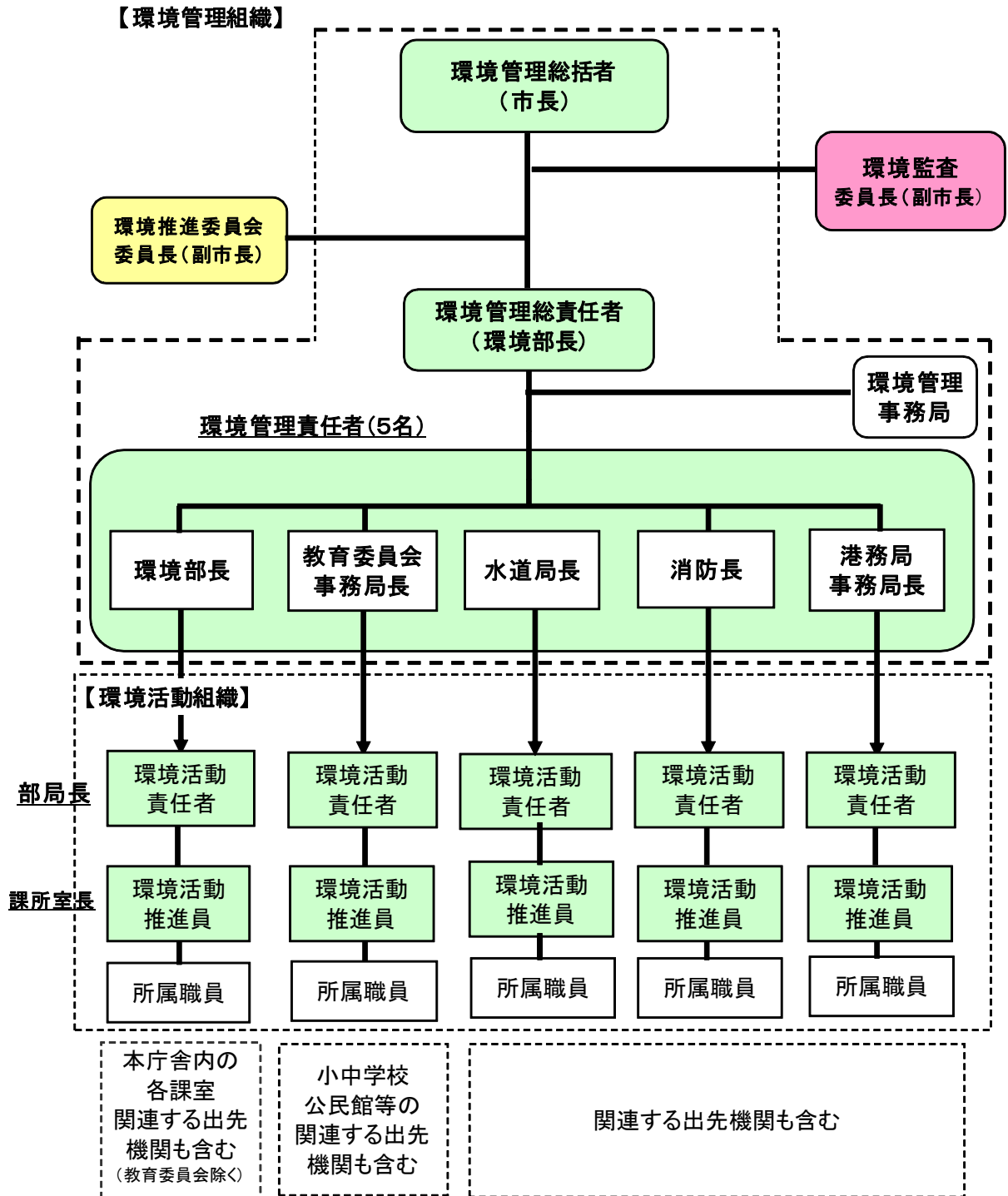
- (1) 地球にやさしい暮らしを実現するため、率先して地球温暖化対策を推進します。
- (2) すべての課所がエネルギー消費原単位の削減目標を設定し、積極的に省エネ活動を推進します。
- (3) 自然と共生したまちづくりを実現するため、新居浜環境基本計画、新居浜環境保全行動計画に基づき、積極的に各種施策を推進します。
- (4) 環境関連法令、条例、協定等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
- (5) 職員が環境方針を理解し、環境方針に沿った活動ができるよう研修を行います。
- (6) 環境方針に基づく活動結果を公表します。

※資料編（環境データ）

3) ニームス組織体制の変更について

従来のニームス（H19～H30）の組織体制

Ni-EMS（ニームス）における組織体制

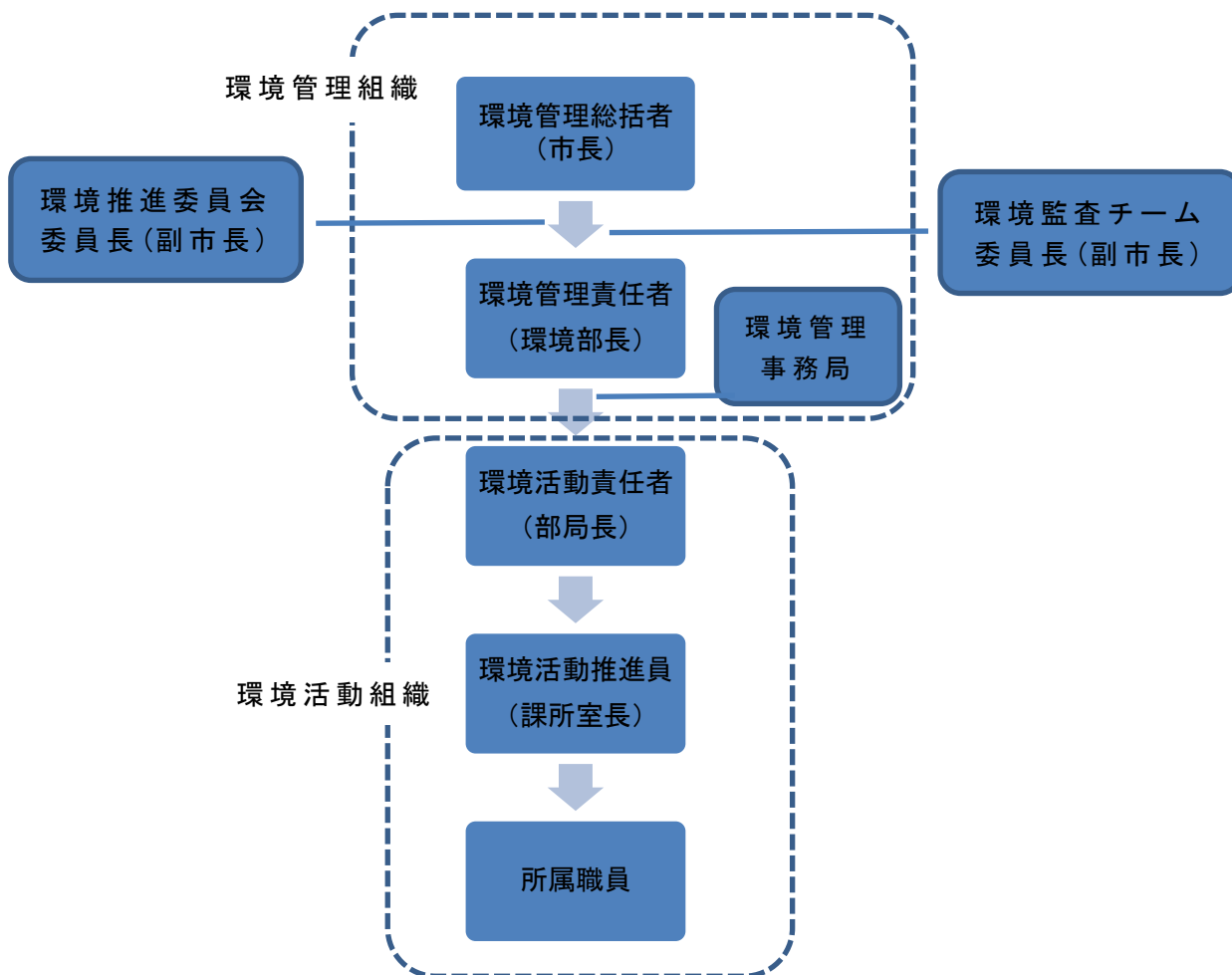


※資料編（環境データ）

新しいニームス（R1～）の組織体制

ニームスの文書類の改正に伴い、組織体制の見直しも行いました。環境管理責任者と環境活動責任者が「各部局長」で同一となっており、承認等の手続きが複雑になっていたため、環境管理総責任者と環境管理責任者を「環境部長」に一本化し、管理組織をすっきりさせました。

■システムの組織体制図



※資料編（環境データ）

（２）市役所の事務事業から排出される温室効果ガス

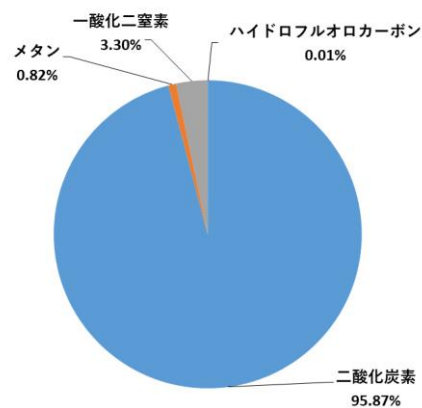
1) 温室効果ガスの排出状況

温室効果ガス（二酸化炭素など）は、一般廃棄物の焼却、電気の使用、燃料（灯油・ガソリンなど）の使用などによって排出されます。

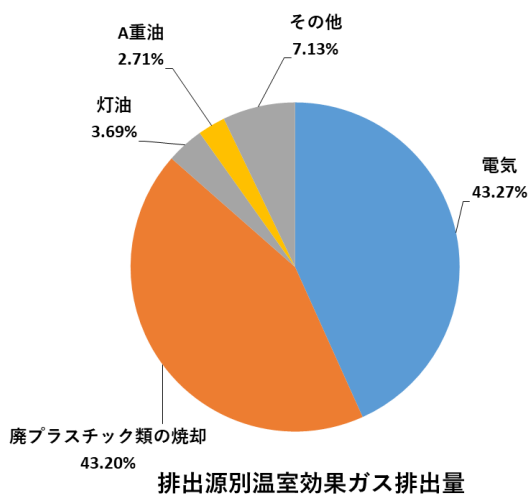
平成30年度の温室効果ガス総排出量は、約37,883 t-CO₂でした。基準年度である平成25年度（約40,716 t-CO₂）と比較すると7.0%の減少となり、平成30年度までに5%削減の目標を達成することができました。しかし、温室効果ガスの中でも排出量の大部分を占める二酸化炭素排出量の増加が問題となっており、その要因である廃プラスチック焼却による増減率は、平成25年度比45.6%増となっています。今後は、焼却される廃プラスチックの削減のため、プラスチック製容器包装の分別の徹底などの対策が重要となります。

基準年と比較して、電気、灯油、A重油、液化石油ガス、ガソリンの使用量は減少し、目標を達成しましたが、施設の廃止や縮小が大きく影響していると考えられます。

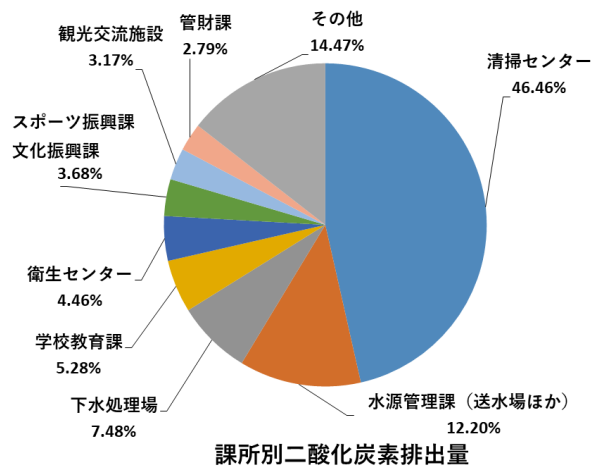
今回の結果を踏まえ、さらなる温室効果ガス排出量の削減に向け取り組む必要があります。



ガス種別温室効果ガス排出量



排出源別温室効果ガス排出量



課所別二酸化炭素排出量

※資料編（環境データ）

2) 活動量調査結果

平成30年度 活動量調査結果 総括表

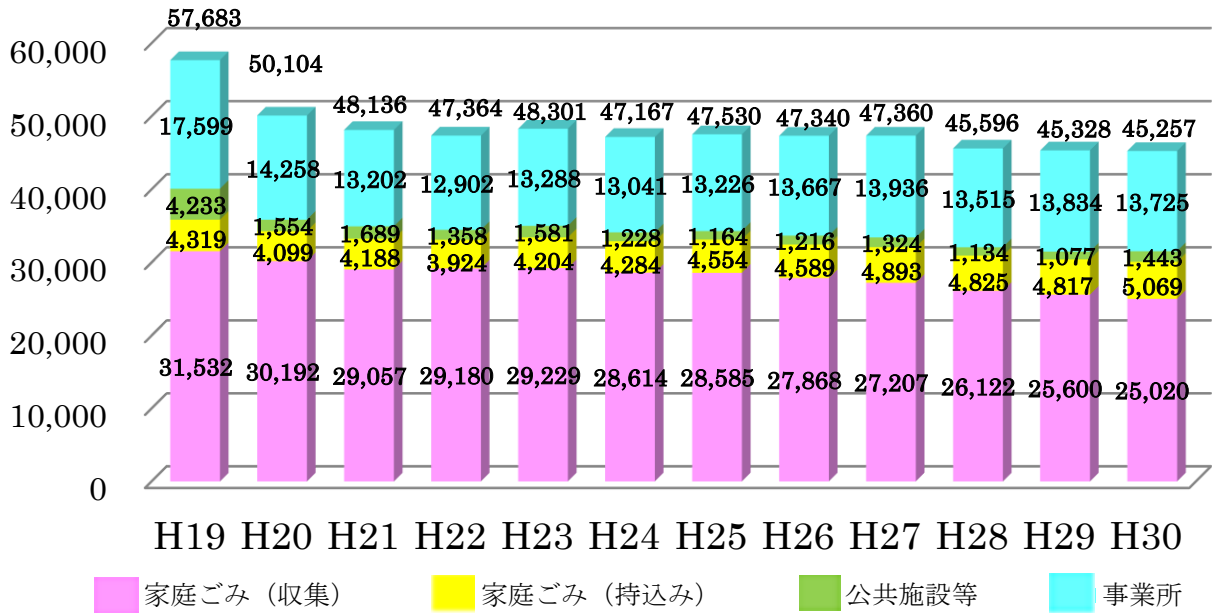
※項目の は、基準年から増加している項目です。

項目	目標	目標年度 (平成30年度)	平成30年度 実績	基準年度 (平成25年度)	対基準 年度 増減率	達成	主な増減理由
温室効果ガス総排出量	5%削減	38,680 t-CO ₂	37,883 t-CO ₂	40,716 t-CO ₂	-7.0%	○	電気使用量及びA重油使用量の減少
1 電気使用量	5%以上削減	32,225,473 kwh	31,888,172 kwh	33,921,551 kwh	-6.0%	○	清掃センター、衛生センター、学校教育課(小中学校)で使用量が減少
2 灯油使用量	現状維持	655,179 λ	561,037 λ	655,179 λ	-14.4%	○	清掃センター、衛生センター、学校教育課(小中学校)で使用量が減少
3 A重油使用量	5%以上削減	577,638 λ	379,332 λ	608,040 λ	-37.6%	○	下水道建設課(ポンプ場)、観光交流施設で使用量が減少
4 液化石油ガス使用量	5%以上削減	88,675 kg	78,766 kg	93,343 kg	-15.6%	○	子育て支援課(各保育園)、社会教育課(公民館)で使用量が減少
5 ガソリン使用量	現状維持	108,855 λ	97,921 λ	108,855 λ	-10.0%	○	別子山支所、管財課で使用量が減少
6 軽油使用量	5%以上削減	237,751 λ	260,686 λ	250,265 λ	4.2%	—	港湾課で使用量が増加
7 廃プラスチック類の焼却	5%以上削減	10,410 t-CO ₂	16,366 t-CO ₂	10,958 t-CO ₂	49.3%	—	焼却される一般廃棄物中に含まれる廃プラスチック類が増加したため
8 公用車の走行距離	現状維持	1,014,696 km	1,072,498 km	1,014,696 km	5.7%	—	公用車の使用頻度の増加
水道使用量	5%以上削減	506,820 m ³	425,638 m ³	533,495 m ³	-20.2%	○	子育て支援課(各保育園)、学校教育課(各小中学校)、観光交流施設で使用量が減少
コピー用紙購入量 (A4換算)	現状維持	20,540,890 枚	24,966,499 枚	20,540,890 枚	21.5%	—	学校教育課(各小中学校)で購入量が増加
封筒購入量 (通常事務用)	現状維持	225,156 枚	314,350 枚	225,156 枚	39.6%	—	地域福祉課、生活福祉課、防災安全課で購入量が増加

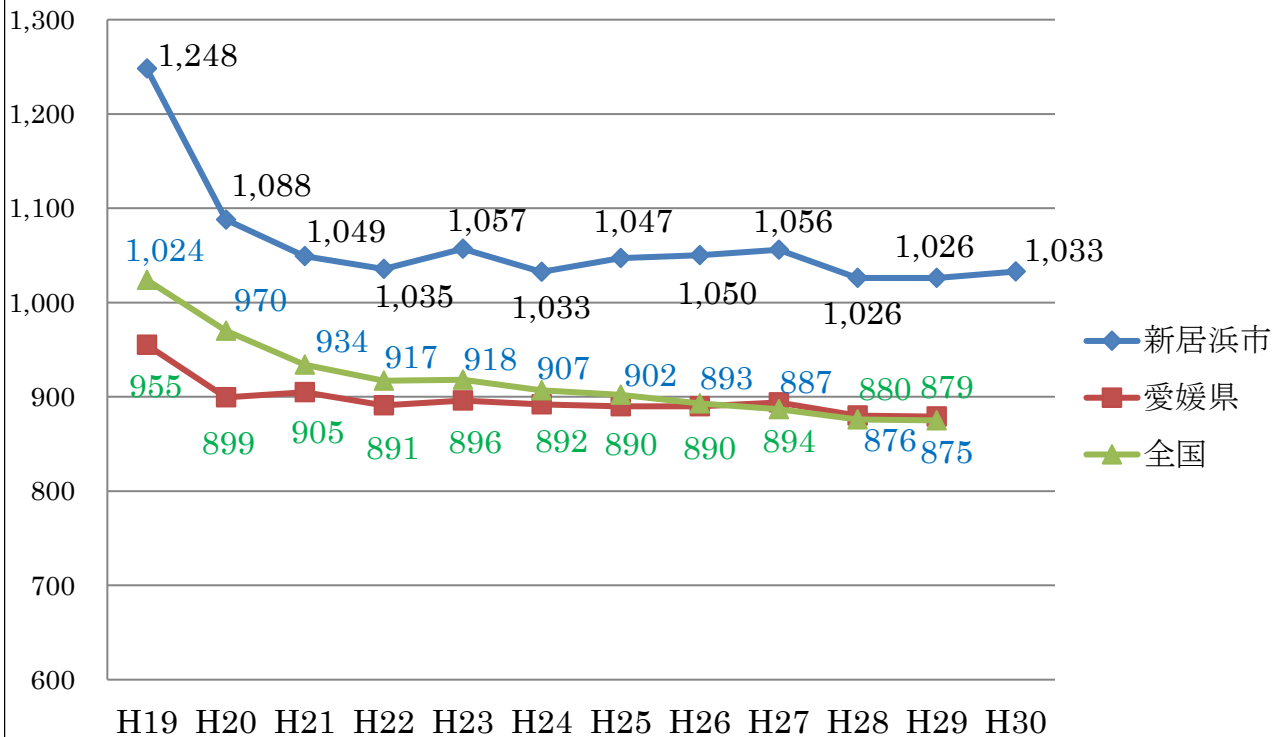


(3) 廃棄物の処理状況

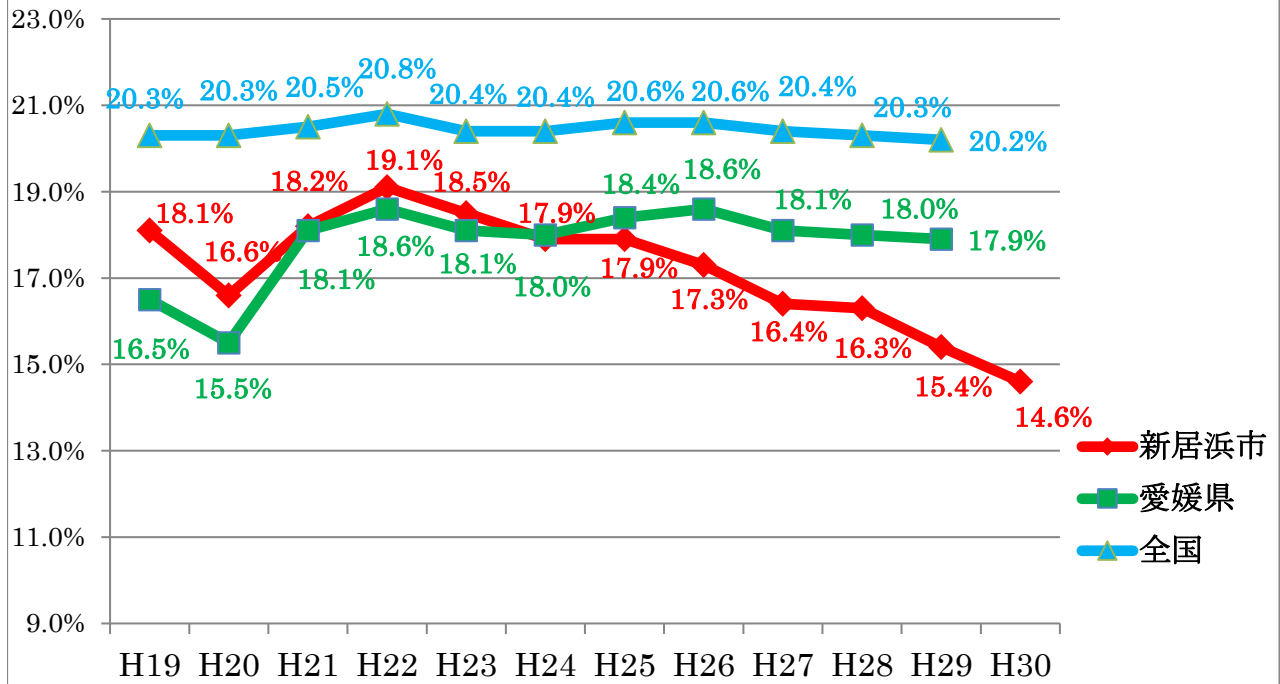
1) 新居浜市のごみ量の推移 単位：トン
(資源ごみ集団回収を含まない)



2) 一人1日当たりごみ量 (g) (資源ごみ集団回収を含まない)



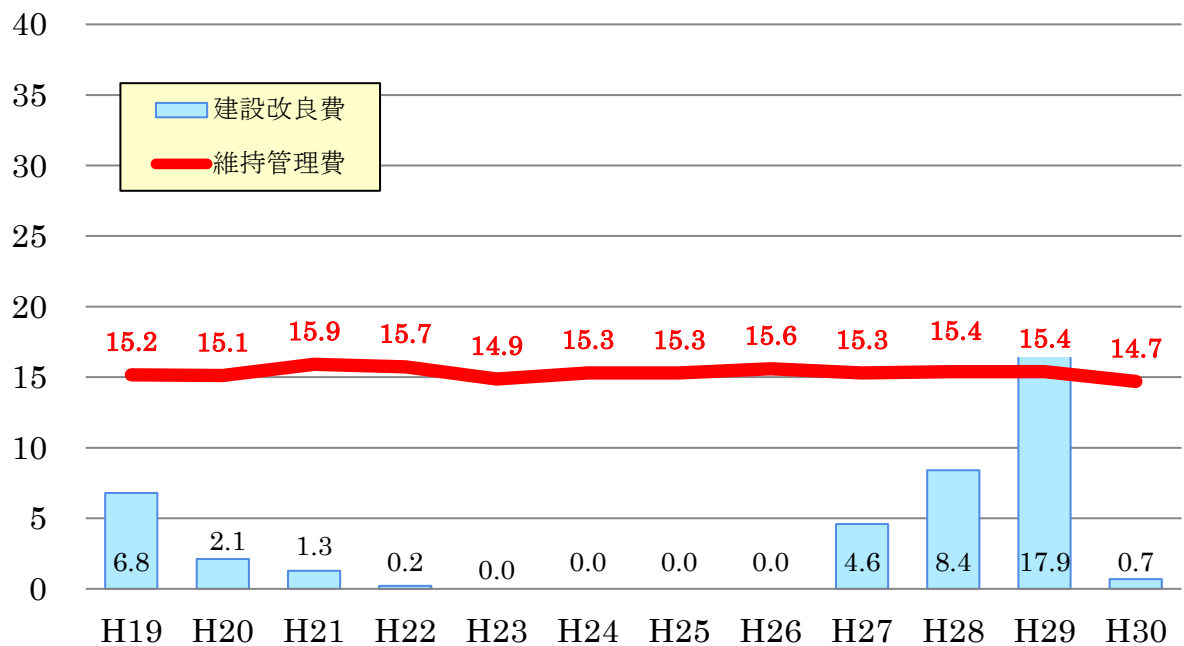
3) リサイクル率の推移



4) ごみ処理経費

単位： 億円

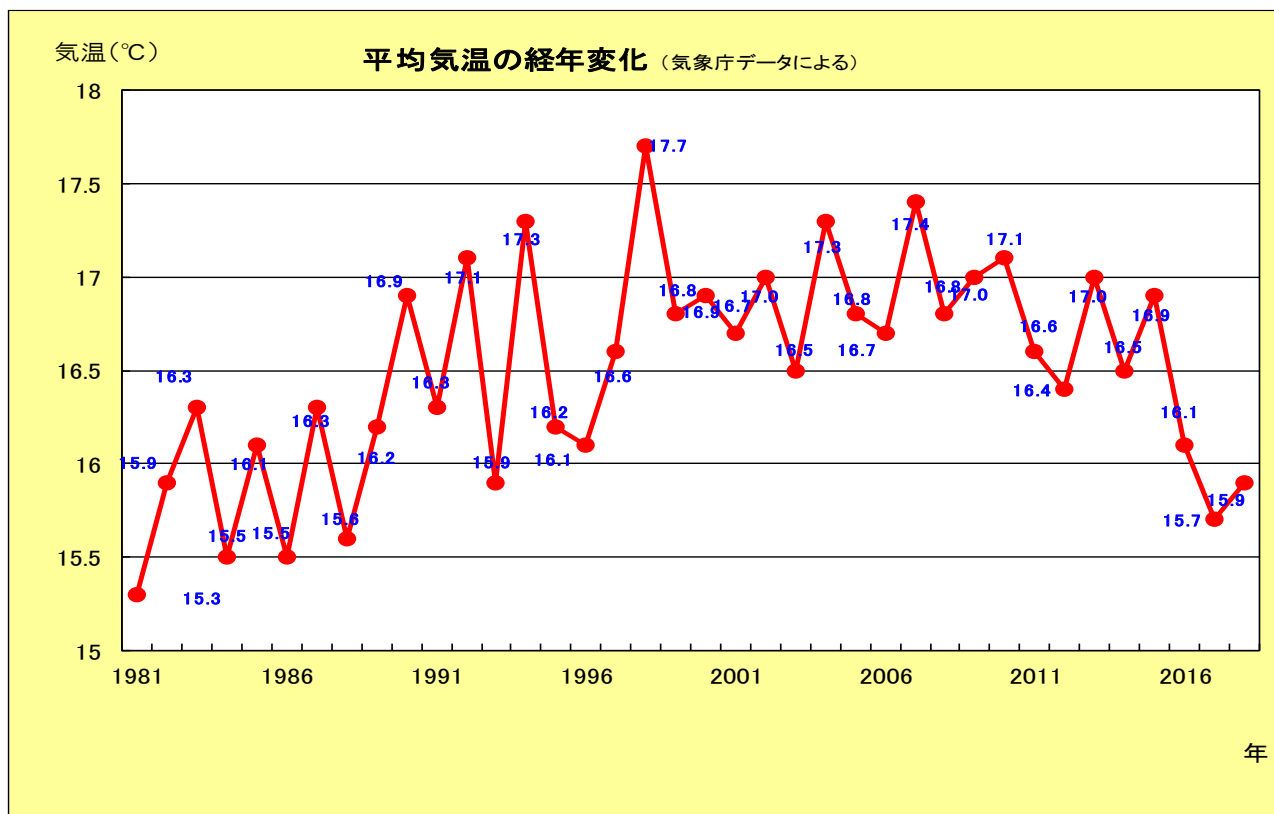
建設改良費には、新最終処分場
建設事業に伴う港務局事業費を
含む



5) 市民一人当たり年間ごみ処理経費



(4) 新居浜市における平均気温の経年変化



新居浜市地球温暖化対策活動宣言2016

新居浜市は、平成21年11月、「新居浜市地球高温化対策地域協議会」を設立し、「地球高温化防止宣言」をして、地球温暖化防止に取り組んでおります。

政府は、平成27年7月から地球温暖化対策に関する国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」を開始しておりますことから、本市もこの国民運動に賛同し、「あかがねのまち みんなで取り組もう地球温暖化防止！！」をスローガンに掲げ、次の活動を推進してまいります。

活動内容

- 1 レジ袋の削減
- 2 エコドライブの普及促進
- 3 エコ通勤の推進
- 4 COOL CHOICEの普及促進

平成28年6月1日

新居浜市長 石川 勝行



新居浜

にいはまの環境報告書(年次報告書)

令和2年2月発行

発行 新居浜市 編集 環境部環境保全課

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

TEL 0897-65-1512 FAX 0897-65-1255

E-mail hozen@city.niihama.lg.jp

新居浜市公式ホームページ

<http://www.city.niihama.lg.jp/>